

こだわり終身保険²

低解約返戻金型

無配当終身保険Ⅱ型（低解約返戻金特則付）

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。

一生涯の死亡保障で貯蓄機能も備えた終身保険です。

特徴

POINT 1 ご負担の少ない保険料

- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担の軽減をはかっています。また、喫煙状況がマニユライフ生命所定の基準を満たした場合、ノンスモーカー料率（非喫煙者保険料率）*1が適用され、保険料が標準保険料率よりも割安になります。

POINT 2 ライフプランに合わせて選べる保険料払込期間

- 保険料払込期間は、20年・30年・終身払のほか、一定の年齢（35・40・45・50・55・60・65・70・80・90歳）で保険料を払い終えるプランなどをご用意しています*2。

POINT 3 続けるほどおトクな解約返戻金

- 保険料払込期間（低解約返戻金期間）満了後もご契約を継続していただくと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料総額を上回ります。

※低解約返戻金特則の適用により、保険料払込期間中の解約返戻金は、特則を適用していない場合の解約返戻金の70%（低解約返戻金割合）の水準となります。終身払の場合は一生涯、低解約返戻金期間が継続します。また、ご契約年齢・性別によっては、解約返戻金が払込保険料総額を上回らない場合もあります。くわしくは、設計書などをご確認ください。

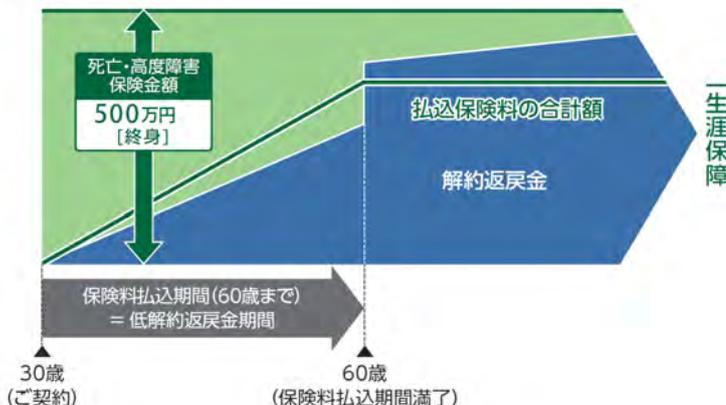
*1 非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないことなど（喫煙については告知に加えマニユライフ生命所定の検査を実施させていただきます）が適用の条件となります。

*2 「特定疾病保険料払込免除特則：あり」とした場合はお取り扱いが異なります。

イメージ図

契約例

- 被保険者 : 30歳・男性
- 死亡・高度障害保険金額 : 500万円
- 保険期間 : 終身
- 保険料払込期間 : 60歳満了
- 保険料払込方法 : 口振扱月払
- 特定疾病保険料払込免除特則 : なし
- 特約 : なし



商品の概要および主なお取扱い（主契約）

主な保障内容	死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に死亡されたとき		
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当されたとき		
契約年齢（満年齢）	特定疾病保険料払込免除特則なしの場合：0歳～90歳 特定疾病保険料払込免除特則ありの場合：16歳～70歳	保険金額*	200万円～7億円（10万円単位）	
保険期間	終身（更新はありません）	保険料払込期間	裏面参照	
解約返戻金	あり（低解約返戻金型）	配当金	なし	
適用できる特則	特定疾病保険料払込免除特則			
付加できる特約	無配当新災害割増特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、無配当年金特約、無配当年金支払移行特約			

* マニユライフ生命の他の保険契約と通算しますので、くわしくは募集代理店にご確認ください。
また、告知（診査）の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

この保険は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

■ 保険料払込期間（主契約）

種類	保険料払込期間	保険料率	特定疾病保険料払込免除特則適用なし			特定疾病保険料払込免除特則適用あり		
			保険料払込期間	契約年齢（満年齢）		保険料払込期間	契約年齢（満年齢）	
				最低	最高		最低	最高
無配当 終身保険Ⅱ型 (主契約)	短期払 (20年満了)	非喫煙者	20年	20歳	70歳	20年	20歳	50歳
		標準		0歳			16歳	
	短期払 (30年満了)	非喫煙者	30年	20歳	60歳	30年	20歳	40歳
		標準		0歳			16歳	
	短期払 (歳満了)	非喫煙者	35,40,45,50, 55,60,65,70, 80,90歳	20歳	保険料払込 満了時年齢 -10歳	35,40,45,50, 55,60,65,70歳	20歳	保険料払込 満了時年齢 -10歳
		標準		0歳			16歳	
	終身払	非喫煙者	終身	20歳	90歳	終身	20歳	70歳
		標準		0歳			16歳	

■ その他ご留意いただきたい事項

- 保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算される金額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じて得られる金額となります。なお、特別条件が付されている場合の特別保険料に対する解約返戻金も同様に計算します。
- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅したとき（解約、解除その他理由を問いません。）、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料等をあわせてご覧ください。

重要事項のお知らせ（契約概要／注意喚起情報） ご契約のしおり／約款

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」等により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

募集人の権限等の確認は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社



マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

概要明示用資料

2022年9月版

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。

Manulife
マニライフ生命

マニライフ生命の無配当個人年金保険
こだわり個人年金

外貨建

無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)

外貨を活用して、将来の年金準備を行うための平準払の個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1

積立金は外貨で運用。海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

- ・契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
- ・保険料の払込通貨は「円」です。一定額(最低1万円から)を毎月お支払いいただきます。

POINT 2

積立利率を毎月更改。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。

- ・最低保証積立利率は、米ドル、豪ドルともに年1.5%です。

⚠️ **ご注意** 積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。

お客さまにお支払いいただいた契約通貨建ての保険料全額が積立利率で運用されるものではなく、お支払いいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額が積立金として運用され、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されるためです。

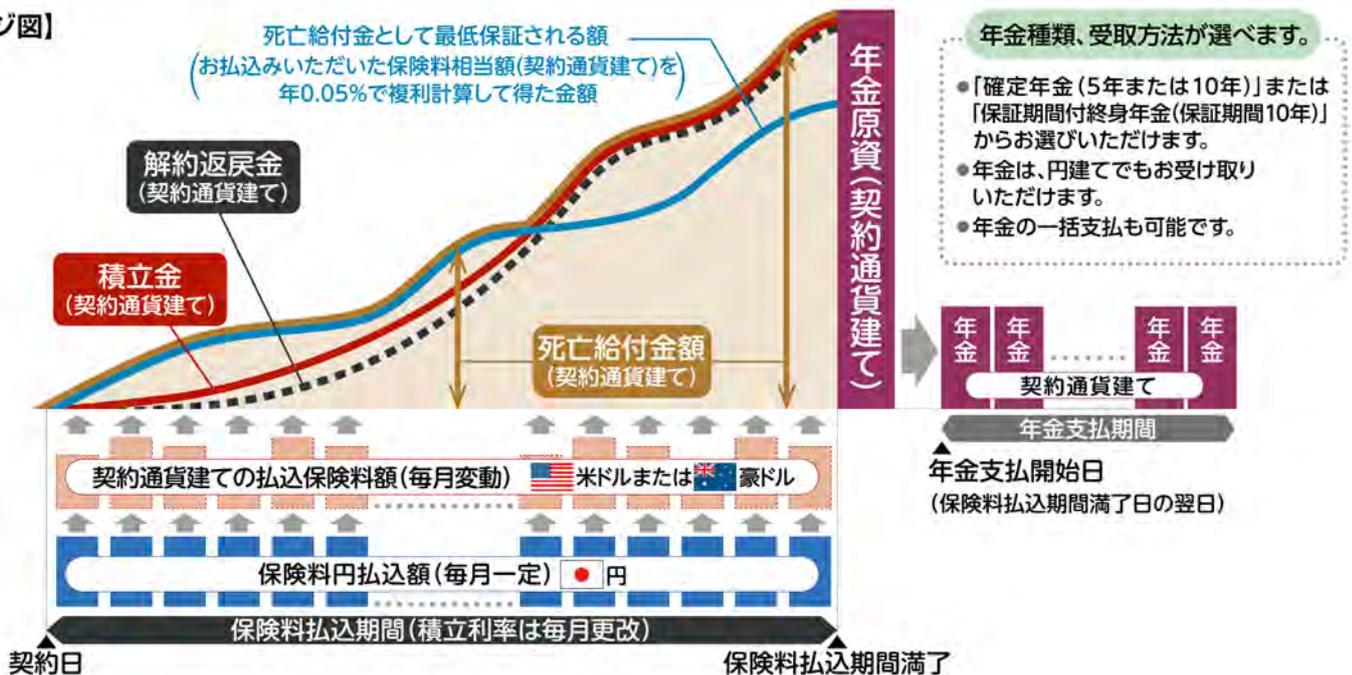
POINT 3

契約後も柔軟に対応。家計や為替相場の状況に合わせて契約内容を変更できます。

- ・保険料円払込額の減額、払込停止・再開および保険料払込期間の延長ができます。

※マニライフ生命所定の要件を満たすことが必要です。

【イメージ図】



■ 商品の概要および主な取り扱い

主な保障内容	死亡給付金: 被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき (支払金額)被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 (1)積立金額 (2)払込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額		
	死亡一時金: 被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中(または保証期間中)の最後の年金支払日前に死亡されたとき (支払金額)年金支払期間(または保証期間)の残存期間に対する未払年金の現価		
契約年齢(満年齢)	0歳~70歳	保険料円払込額・保険料の払込方法(回数)	1万円~40万円(1,000円単位)・月払
保険期間 (更新の取り扱いなし)	保険料払込期間	20年、25年、30年、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳	
	年金支払期間	確定年金: 5年、10年 保証期間付終身年金: 終身(保証期間10年)	
解約返戻金	あり	配当金	なし
付加できる特約	保険料円入金特約C型、円建年金移行特約C型、円支払特約C型、円建年金支払開始自動判定特約、個人年金保険料税制適格特約		

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

ご確認くださいたいリスクについて

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、お支払いいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- 保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額等は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- 「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。

この保険にかかる費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■ 保険関係費

- お支払いいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。
※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

■ 解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、ご契約日からの経過月数(保険料をお支払いいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用
解約控除	積立金額×36%×(1-経過月数/120) 解約時に積立金から控除します。

■ 年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用
年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額 年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお支払いいただく場合
- ②「円支払特約C型」を付加し、年金等を円でお支払いする場合
- ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
③ 「円建年金移行特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※2022年9月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニュアル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してマニュアル生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマニュアル生命コールセンターまでご連絡ください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

マニュアル生命保険株式会社



マニュアル生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レートの変動などにより、損失が生じることがあります。

概要明示用資料

2019年5月版

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。

Manulife
マニライフ生命

こだわり外貨終身

無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)

外貨を活用した、一生涯の死亡保障で資産形成機能も備えた平準払の終身保険です。

■特徴

POINT1

海外の金利を活用。より充実した保障を確保しつつ、資産形成機能も期待できます。

- 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
- 月払保険料は契約通貨建で一定額ですが、保険料の払込通貨は「円」です。保険料のお払い込み額は、外国為替相場の動きに応じて毎月変動します。

POINT2

積立利率を毎月更改。市場金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。

- 最低保証積立利率は、米ドル、豪ドルともに年1.5%です。



積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。

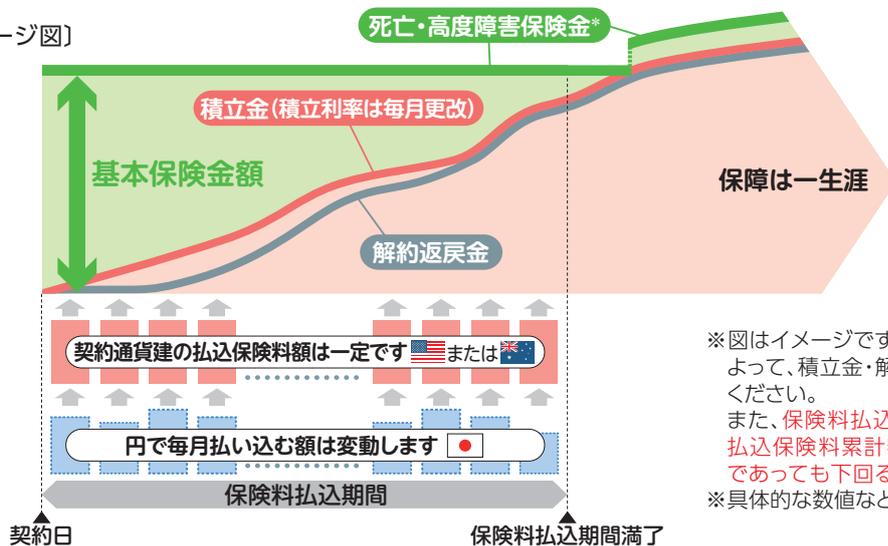
お客様にお払い込みいただいた契約通貨建での保険料全額が積立利率で運用されるものではなく、お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額が積立金として運用され、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが積立金から控除されるためです。

POINT3

タバコを吸わない被保険者の場合、ノンスモーカー料率が適用されます。

- 喫煙状況がマニライフ生命所定の基準を満たした場合、ノンスモーカー料率(非喫煙者保険料率*)が適用され、保険料が標準保険料率よりも割安になります。
- *非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないことなど(喫煙については告知に加え、マニライフ生命所定の検査を実施させていただきます。)が適用の条件となります。

(イメージ図)



*死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額ですが、積立金額が基本保険金額以上の場合は、[積立金額×1.01]が死亡・高度障害保険金額となります。

※図はイメージです。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金・解約返戻金は図の動きと異なりますので、ご注意ください。
また、保険料払込期間中の積立金・解約返戻金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。
※具体的な数値などについては、「設計書」をご覧ください。

■商品の概要および主な取り扱い(主契約)

主な保障内容	死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に死亡されたとき				
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により所定の高度障害状態に該当されたとき				
契約年齢(満年齢)	特定疾病保険料払込免除特約(17)	なしの場合	標準保険料率: 0歳~80歳 / 非喫煙者保険料率: 20歳~80歳			
		ありの場合	標準保険料率: 16歳~60歳 / 非喫煙者保険料率: 20歳~60歳			
保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特約(17)	なしの場合	10年、20年、30年、55歳、60歳、65歳、70歳、80歳、90歳			
		ありの場合	10年、20年、30年、55歳、60歳、65歳、70歳			
保険期間	終身(更新はありません)	基本保険金額*1	最低	20,000米ドル / 20,000豪ドル	保険料の払込方法(回数)	月払
			最高	7億円相当額*2		
解約返戻金	あり	配当金	なし			
付加できる特約	円入金特約、円支払特約E型、特定疾病保険料払込免除特約(17)、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、無配当年金特約、無配当年金支払移行特約					

*1 マニライフ生命の他の保険契約と通算しますので、くわしくは募集代理店にご確認ください。また、告知(診査)の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

*2 契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

ご確認くださいたいリスクについて

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した保険金額など」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・契約通貨連の保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
 - ・「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「ご契約時点の為替相場で円換算した保険金額など」を下回ることがあります。

この保険にかかる費用について

この保険には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。
 - ※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

■解約、減額時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日または払済定額終身保険への変更日までの経過年月数に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。
- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。
 - ※解約控除は、経過年月数・保険料払込期間などによって異なるため、一律には記載できません。
 - ※払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。
 - ※特定疾病保険料払込免除特約(17)により保険料のお払い込みが免除された場合には、契約日から10年以内の解約、減額であっても解約控除のご負担はありません。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 保険金などを外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。)
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「円入金特約」を付加し、保険料などを円でお払い込みいただく場合
 - ②「円支払特約E型」を付加し、保険金などを円でお支払いする場合
 - ③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合
 - ④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、主契約の積立金を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② ③ ④ 「円支払特約E型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※2019年5月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申し込み状況」により、取扱金融機関でお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限などに関して確認を希望される際には、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

(引)受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

マニユライフ生命コールセンター ☎ 0120-063-730
受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

(募集代理店)



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。



変額保険 I 型 (有期型)

積立金を特別勘定で運用し、保険期間満了時に積立金を満期保険金として受取れる保険です。

※月々の保険料から、収納に必要な費用を控除した金額が、積立金として特別勘定で運用されます。
※積立金から、保険関係費（収納に必要な費用を除く）と運用関係費が控除されます。

■ 特徴

POINT 1 もしもに備える、
万一の保障があります。

万一の場合は、その時点の積立金の合計額もしくは基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金もしくは高度障害保険金としてお支払いします。

※死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

POINT 2 無理なく毎月少しずつ、
保険料の払込みができます。

月々お払込みいただく保険料は、5,000円以上1,000円単位で自由に設定できます。

POINT 3 9つの特別勘定から選び、
組み合わせで運用できます。

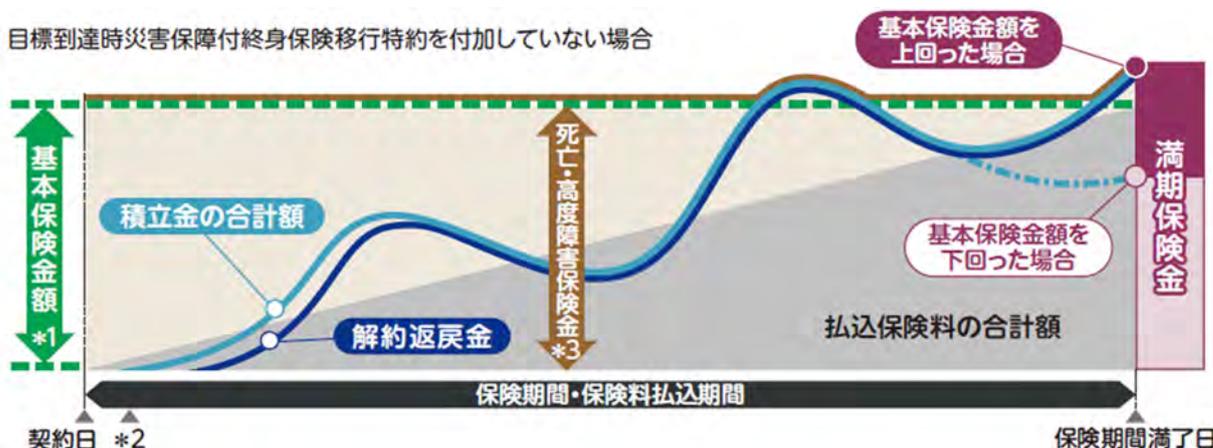
特別勘定での運用中、自由に特別勘定の種類や繰入割合を変更できます。1保険年度につき、12回までは手数料なしで積立金の移転（スイッチング）ができます。繰入割合およびスイッチングは、1%単位で指定できます。

POINT 4 特約により、運用成果を自動的に
確保する機能を付加できます。

目標到達時災害保障付終身保険移行特約を付加

契約日から10年経過後、目標額の到達状況を毎営業日に判定します。目標額に到達した時点で、自動的に災害保障付終身保険へ移行します。

[イメージ図] 目標到達時災害保障付終身保険移行特約を付加していない場合



※ 図はイメージです。将来の積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。
※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。

※ 解約返戻金額および満期保険金額には最低保証はありません。特別勘定の運用実績によって、満期保険金額が払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■ 商品の概要および主な取扱い

主な保障内容	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金 : 死亡したとき 高度障害保険金 : 所定の高度障害状態に該当したとき 満期保険金 : 保険期間満了時に生存しているとき 	保険期間・保険料払込期間 (更新の取扱いなし)	<ul style="list-style-type: none"> 10年～30年 (5年刻み) 60歳～75歳 (5歳刻み)
契約年齢 (満年齢)	15歳～70歳	保険料の払込方法(回数)	月払
最低保険料	5,000円 (1,000円単位) ※月払保険料が10,000円未満のご契約は、保険期間20年以上かつ契約年齢55歳以下となります。	解約返戻金	あり
基本保険金額*1	<ul style="list-style-type: none"> 最低額 : 120万円 最高額 : 7億円 (普通死亡保険金額の各通算限度と通算) ※ご契約いただける基本保険金額は、契約年齢や健康状態等により異なります。 	配当金	なし
		特別勘定	世界株式アクティブ I 型、外国株式インデックス I 型、米国株式アクティブ I 型、世界バランス II 型、世界株式環境テーマ I 型、グローバル・バランス75、グローバル・バランス50、米国債券型、日本債券型
		付加できる特約	目標到達時災害保障付終身保険移行特約、無配当年金特約、指定代理請求特約

*1 基本保険金額 = 月払保険料 × 12か月 × 保険期間 (年数)

*2 第1回保険料から保険料の収納に必要な費用 (保険料の1%) を控除

した金額の特別勘定への繰入日

*3 基本保険金額または積立金の合計額のいずれか大きい額

■ 変額保険 I 型（有期型）には運用のリスクがあります

- この保険は、特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額等が変動（増減）する変額保険です。
- 特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動等により、次の金額*が「払込保険料の合計額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。また、指数連動債券に投資する特別勘定の場合、上記のリスクのほか、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

積立金の合計額

解約返戻金額

満期保険金額

*減額をしていた場合は、「その解約返戻金額」と「減額後の保険金等お支払いする金額」の合計額

- 特別勘定の変更およびスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

■ この保険にかかる費用は次のとおりです

● 保険関係費

保険期間中に次の保険関係費をご負担いただきます。

項目	内訳	時期
保険関係費	①保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
	②保険契約の締結に必要な費用 ③保険契約の維持に必要な費用（①を除く） ④死亡保障等に必要な費用（危険保険料） ⑤保険料払込免除に関する費用 ⑥特別保険料法による特別条件が付された場合の特別保険料	月単位の契約応当日末（契約日の属する月については繰入日末）に積立金から控除します。

※④の危険保険料は、積立金の合計額が少ないときは、積立金の合計額が多いときと比べ多くなります。また、月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後でも変動します。

※特別保険料法による特別条件が付された場合、特別保険料法による特別条件が付されていない場合と比べて積立金の合計額は少なくなります。

※保険料払込の自動停止により、保険料の払込みが停止されている期間中は、①のご負担はありません。

※特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金等の合計額が基本保険金額を超える場合、④および⑥のご負担はありません。

※払済の変額保険 I 型（有期型）および一時払の変額保険 I 型（有期型）への変更後は、①、②、⑤および⑥のご負担はありません。

※払済定額終身保険への変更後は保険関係費（①から⑥）のご負担はありません。

※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は保険関係費（①から⑥）のご負担はありません

● 保険関係費は、被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なるため、一律には表示できません。

- 積立金から控除する保険関係費の金額が積立金の合計額を超えるときは、積立金の合計額の全額を控除し、その超える部分は翌月以降の月単位の契約応当日末に積立金から控除します。なお、積立金の合計額がゼロとなった場合でも保険契約の効力は失われません。
- 保険契約の復活をした場合、マニュアル生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れます。また、この金額を特別勘定へ繰入れた時にマニュアル生命の定める方法により計算された保険関係費（保険料の収納に必要な費用を除きます）を積立金から控除します。

● 運用関係費

特別勘定での運用期間中に次の運用関係費をご負担いただきます。

項目	特別勘定	主な投資対象	費用	時期
運用関係費 (特別勘定の 運用にかかる費用)	世界株式アクティブ I 型	投資信託	年率 0.61% (税抜) *1	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日積立金 から控除します。
	外国株式インデックス I 型		年率 0.25% (税抜) *1	
	米国株式アクティブ I 型		年率 0.82% (税抜) *1	
	世界バランス II 型	指数連動債券	年率 0.85% (消費税対象外) *2	
	世界株式環境テーマ I 型		年率 0.65% (消費税対象外) *2	
	グローバル・バランス75	投資信託	年率 0.36% (税抜) *1	
	グローバル・バランス50		年率 0.28% (税抜) *1	
	米国債券型		年率 0.53% 程度 (税抜) *1*3	
日本債券型	年率 0.25% (税抜) *1			

*1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して (信託報酬)

*2 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して (管理費用)

*3 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。

※そのほか、次の費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

・特別勘定の投資対象が投資信託の場合、上記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用 (信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬等) および消費税がかかります。

・特別勘定の投資対象が指数連動債券の場合、上記の管理費用のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等 (実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用) がかかります。

※運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※積立金の合計額がゼロとなった場合、運用関係費のご負担はありません。

※払済定額終身保険への変更後は運用関係費のご負担はありません。

※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は運用関係費のご負担はありません。

● 解約、減額時、払済の変額保険 I 型 (有期型) への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

契約日から10年以内の解約、減額、払済の変額保険 I 型 (有期型) への変更および払済定額終身保険への変更には次の解約控除をご負担いただきます。

契約日から 保険期間満了日までの年数	解約控除	時期
10年以上15年未満	年換算保険料*1 × 50% × $(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120})$	解約計算基準日、減額計算基準日に解約、減額に相当する部分の積立金から控除します。*3
15年以上20年未満	年換算保険料*1 × 70% × $(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120})$	
20年以上30年未満	年換算保険料*1 × 90% × $(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120})$	
30年以上40年以下	年換算保険料*1 × 100% × $(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120})$	

*1 保険料 (減額の場合は、減額に相当する部分の保険料) の12回分です。

*2 契約日から解約計算基準日または減額計算基準日までの経過月数とし、1か月未満の端数については切上げます。

*3 払済の変額保険 I 型 (有期型) への変更および払済定額終身保険への変更が行われる場合、解約返戻金額の計算の際に解約控除をご負担いただきます。

※解約計算基準日または減額計算基準日が、第1回保険料の繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※払済の変額保険 I 型 (有期型)、払済定額終身保険または一時払の変額保険 I 型 (有期型) への変更後に解約、減額をした場合、解約控除のご負担はありません。

※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後に解約、減額をした場合、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後に無配当年金特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

● スイッチング手数料

1保険年度に12回を超えるスイッチングを行った場合、次のスイッチング手数料をご負担いただきます。

項目	費用	時期
スイッチング手数料	1回のスイッチングにつき 2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

● 無配当年金特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払期間中、次の年金管理費（年金支払いの管理にかかる費用）をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費	責任準備金額に 0.4% を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

商品パンフレット

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)

ご契約のしおり/約款

特別勘定のしおり

設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」等により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社



マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp